



No.602  
3 分間  
**税ミナール**  
令和5年11月22日

ヤマダ総合公認会計士事務所  
代表 山田良平

〒124-0012  
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル  
TEL:03-3694-6091  
FAX:03-3691-6680

## 確定申告がマイナカードとe-Taxでさらに便利に！

国税庁は、令和5年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利になるとPRしています。同庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税、消費税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信ができます。なお、令和5年分確定申告から、確定申告書等作成コーナーで新しいサービスを令和6年1月上旬に開始予定です。

まず、マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大されます。マイナポータル連携とは、所得税確定申告の手続きにおいて、マイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能です。令和5年分確定申告(令和6年1月以降)からは、従来の医療費やふるさと納税、住宅ローン控除関係などに加えて、給与所得の源泉徴収票・国民年金基金掛金・iDeCo・小規模企業共済掛金が対象となります。

マイナポータル連携を利用するには、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ(又はICカードリーダー)が必要となります。また、「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、勤め先(給与等の支払者)が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要となります(「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件がある)。

次に、インボイス発行事業者の消費税の申告書も対応します。消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」の申告書も作成できるようになります。簡易課税制度や「2割特例」の申告書を作成する場合、売上(収入)金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

なお、「2割特例」は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になる事業者が対象となります。したがって、基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者、資本金1千万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者など、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1ヵ月又は3ヵ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、「2割特例」の対象とはなりません。

「令和5年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！(国税庁)」(令和5年9月6日)は、  
こちらからご覧いただけます。

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5\\_smart\\_shinkoku/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/index.htm)

